

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和5年7月25日

静岡県三島市大場300番地
伊豆箱根鉄道株式会社
代表取締役社長 伍堂文康

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づくホームからの転落を防止するための設備として、計4駅において2027年度までに内方線付き点状ブロックを整備する。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

サービス介助士の資格取得者を養成する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
大仁駅	2023年度～2027年度に内方線付き点状ブロックを設置する。
大場駅	
伊豆長岡駅	
小田原駅	
富士フィルム前駅	

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
講習会の開催	新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、毎年実施される技術係員講習会において移動円滑化基準について技術社員ひとりひとりへ浸透化を図るように検討する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
①サービス介助士の資格保有者養成	①新型コロナウイルスの感染状況を見ながら毎年1～2名程度、資格保有者を養成する。
②目の不自由なお客様に対する声かけと誘導案内	②「声かけ・サポート運動」に参画している。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページによる情報提供	ホームページ上で駅構内施設の情報を提供しており、今後も継続していく。 URL: http://www.izuhakone.co.jp/railway/station/ エコロジーモビリティ財団 HP 上の「らくらくおでかけネット」を随時更新。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	新型コロナウイルスの感染状況を見ながら毎年、全ての運輸係員に対して接遇マナー講習会を実施するよう検討する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅掲示板へのポスター掲出	高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮について掲出依頼の際は駅掲示板等への掲出に協力する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

階段手摺の整備

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
富士フィルム前駅	計画を追加。	新たに内方線付き点状ブルック設置計画を策定したため

V 計画書の公表方法

自社ホームページ上に公表

URL:<http://www.izuhakone.co.jp/railway/18758/index.html/>

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。